



重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報

お申込み前に必ずお読みください



無解約返戻金型収入保障保険(2023)

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みください。

本商品についてのご案内は



0120-312-201

受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)

※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

Webサイト

<https://neofirst.co.jp>



契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

» P.1



注意喚起情報

「注意喚起情報」は、お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

» P.9



重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

引受保険会社

ネオファースト生命保険株式会社
〒141-0032
東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー
Webサイト <https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命保険株式会社
コンタクトセンター

0120-312-201



受付時間 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

1 商品のしくみ

「ネオdeしゅうほ」の正式名称は「無解約返戻金型収入保障保険(2023)」です。

ポイント ①

- 死亡されたときに、保険期間満了まで死亡収入保障年金を毎月お支払いします。
※死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合、死亡されても死亡収入保障年金のお支払いはありません。

ポイント ②

- つぎの特則を適用した場合、それぞれつぎの「年金をお支払いする場合」に該当したときに、保険期間満了まで年金を毎月お支払いします。
※年金をお支払いする場合は、以後の保険料のお払込みは不要です。
※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特則	年金の種類	年金をお支払いする場合
高度障害 収入保障特則	高度障害 収入保障年金	所定の高度障害状態に該当したとき
障害介護 収入保障特則	障害介護 収入保障年金	所定の障害状態または要介護状態に該当したとき
特定疾病 収入保障特則(2023)	特定疾病 収入保障年金	所定のがん(約款に定める悪性新生物(上皮内がん等を除きます))・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の事由に該当したとき

- お支払いの対象となる年金は、死亡収入保障年金がない⑦から⑨までを含め、つぎの①から⑨までのいずれかを選択いただきます。

お支払いの対象となる年金	適用する特則
① 死亡収入保障年金	—
② 死亡収入保障年金、高度障害収入保障年金	高度障害収入保障特則
③ 死亡収入保障年金、障害介護収入保障年金	障害介護収入保障特則
④ 死亡収入保障年金、特定疾病収入保障年金	特定疾病収入保障特則(2023)
⑤ 死亡収入保障年金、高度障害収入保障年金、 特定疾病収入保障年金	高度障害収入保障特則、特定疾病収入保障特則(2023)
⑥ 死亡収入保障年金、障害介護収入保障年金、 特定疾病収入保障年金	障害介護収入保障特則、特定疾病収入保障特則(2023)
⑦ 障害介護収入保障年金	死亡収入保障年金不担保特則、障害介護収入保障特則
⑧ 特定疾病収入保障年金	死亡収入保障年金不担保特則、特定疾病収入保障特則(2023)
⑨ 障害介護収入保障年金、 特定疾病収入保障年金	死亡収入保障年金不担保特則、障害介護収入保障特則、 特定疾病収入保障特則(2023)

2

年金のお支払い

被保険者が保険期間中に死亡された場合に、保険期間満了まで死亡収入保障年金を毎月お支払いします(死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合、死亡されても死亡収入保障年金のお支払いはありません)。また、高度障害収入保障特則などの特則を適用したご契約において、所定の事由に該当した場合には、保険期間満了まで年金を毎月お支払いし、以後の保険料のお払込みは不要となります。年金の支払総額は、支払事由に該当した時期等によって異なり、保険期間の経過とともに少なくなります。

主契約・特約・特則の概要・年金額等

本商品で支払われる年金等は以下のとおりです。**詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。**なお、特約・特則については、ご契約に付加または適用する場合のみお支払い等の対象となります。

主契約・特約・特則	年金等の種類	年金等をお支払する場合	支払額等	受取人
主契約 無解約返戻金型 収入保障保険(2023)	死亡収入保障 年金	死亡されたとき ※死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合、死亡されても死亡収入保障年金のお支払いはありません。	年金月額 ● 契約者が指定された年金月額を保険期間満了まで毎月お支払いします。 ● 年金のお支払いには、年金のお支払いを保証する期間(年金支払保証期間)があります。年金支払保証期間はご契約時に2年または5年のいずれかをお選びいただけます。	死亡収入保障 年金受取人
高度障害収入保障 特則 (*1)(*2)	高度障害 収入保障 年金	所定の高度障害状態に該当(*3)したとき		被保険者(*8)
障害介護収入保障 特則 (*2)(*4)	障害介護 収入保障 年金	つぎのいずれかに該当したとき ①身体障害者福祉法にもとづく障害の級別が1級から4級までの障害に該当(*5)し、身体障害者手帳の交付があったとき ②国民年金法にもとづく障害の級別が1級または2級の障害(2級は精神の障害を原因とする場合を除きます)に該当(*6)し、障害基礎年金の受給権が生じたとき ③公的介護保険制度における要介護1以上の状態に該当し、その要介護認定が効力を生じたとき		
特定疾病収入保障 特則(2023)(*4)	特定疾病 収入保障 年金	所定のがん(約款に定める悪性新生物(上皮内がん等を除きます))・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の事由(*7)に該当したとき		
保険料払込免除 特約(2021)(*9)	所定の事由(*10)に該当したとき、以後の保険料のお払込みを免除します。			
リビング・ニーズ 特約(2018)(*13)	リビング・ ニーズ 保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	リビング・ニーズ保険金の受取人が指定した金額(*14)から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間のその金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額をお支払いします。	被保険者(*8)

(*1) 死亡収入保障年金不担保特則と高度障害収入保障特則をあわせて適用することはできません。

(*2) 高度障害収入保障特則と障害介護収入保障特則をあわせて適用することはできません。

(*3) 所定の高度障害状態は公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。

(*4) 死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合、障害介護収入保障特則または特定疾病収入保障特則(2023)のいずれか(または両方)を適用いただきます。

(*5) 身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その2つ以上の障害が1級から4級までの障害に該当した場合を含みます。

(*6) 2つ以上の障害が重複したことにより、国民年金法に定める障害等級の1級または2級の障害の程度に該当すると認定された場合を含みます。

(*7) 「特定疾病収入保障年金」の支払事由について

特定疾病	所定の事由
がん	責任開始期以後、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めて)所定のがん(約款に定める悪性新生物)と医師により診断確定されたとき
	対象外 ①上皮内がん等(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます) ②責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定されたがん
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①脳卒中を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ②脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき

(*8) 保険契約者が法人で、かつ、死亡収入保障年金受取人が保険契約者である場合(死亡収入保障年金不担保特則が適用されているときは、保険契約者が法人の場合)は、高度障害収入保障年金、障害介護収入保障年金および特定疾病収入保障年金の受取人は保険契約者となります。

(*9) 特約の型は三大疾病B型のみのお取扱いとなります。

(*10) 「保険料払込免除特約(2021)」(*11)の保険料払込の免除事由について

対象となる疾病	保険料払込の免除事由
がん (上皮内がんを含みます)	責任開始期以後、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めて)所定のがん(約款に定める悪性新生物(*12))と医師により診断確定されたとき
	対象外 責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定のがん(約款に定める悪性新生物(*12))
心疾患 (急性心筋梗塞を含みます)	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①心疾患を発病し、その治療を目的として、1日以上入院をしたとき ②心疾患を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき
脳血管疾患 (脳卒中を含みます)	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①脳血管疾患を発病し、その治療を目的として、1日以上入院をしたとき ②脳血管疾患を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき

(*11) 特約の型は三大疾病B型のみのお取扱いとなります。

(*12) 非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます。

(*13) 死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合、付加することはできません。

(*14) リビング・ニーズ保険金の請求日からその日を含めて6か月後の月単位の応当日における死亡収入保障年金の現価相当額の範囲内(注)で、ご請求時に指定いただきます。

(注) 被保険者お一人につき、他のご契約と通算して3,000万円が上限となります。

保障内容に関する注意事項

年金をお支払いできない場合などの概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」（年金のお支払いなどについて）をご確認ください。

◆「死亡収入保障年金」について

× お支払いできない
場合があります

- 責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、保険契約者または死亡収入保障年金受取人の故意などにより支払事由に該当した場合、死亡収入保障年金はお支払いしません。
- 死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合、死亡されても死亡収入保障年金のお支払いはありません。

◆「高度障害収入保障年金」について

× お支払いできない
場合があります

- お支払いの対象となる「高度障害状態」とは、両眼失明や両上肢の運動機能喪失などネオファースト生命所定の状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。回復の見込みがある場合は、お支払いの対象になりません。
- 高度障害収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、高度障害収入保障年金は重複してはお支払いしません。
- 保険契約者または被保険者の故意などにより支払事由に該当した場合、高度障害収入保障年金はお支払いしません。

◆「障害介護収入保障年金」について

× お支払いできない
場合があります

- 身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から4級までである身体障害者手帳の交付があったときにお支払いの対象になるため、その表に定める1級から4級までの障害に該当したのみでは、お支払いの対象になりません。
- 国民年金法にもとづき定められた障害等級の1級または2級の障害により認定された障害基礎年金の受給権が生じたときにお支払いの対象になるため、その障害等級の1級または2級の障害に該当したのみでは、お支払いの対象になりません。
- 精神の障害を原因として、国民年金法にもとづき定められた障害等級の2級の障害に該当した場合は、お支払いの対象になりません。
- 公的介護保険制度における要介護1から要介護5までの認定が効力を生じたときにお支払いの対象になるため、その要介護1から要介護5までの状態に該当したのみでは、お支払いの対象になりません。
- 障害介護収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、障害介護収入保障年金は重複してはお支払いしません。
- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失などにより支払事由に該当した場合、障害介護収入保障年金はお支払いしません。

◆「特定疾病収入保障年金」について

× お支払いできない
場合があります

- 上皮内がん（非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます）などはお支払いの対象となりません。
- 責任開始日からその日を含めて90日以内にがん（悪性新生物）と診断確定された場合、特定疾病収入保障年金はお支払いしません。この場合、90日経過後に新たにがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、特定疾病収入保障年金はお支払いしません。
- 受けた手術が、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為でない場合、お支払いの対象になりません。
- 特定疾病収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、特定疾病収入保障年金は重複してはお支払いしません。

◆「保険料払込免除特約(2021)」(*)について

× 保険料のお払込み
を免除できない
場合があります

- 責任開始日からその日を含めて90日以内にがん（上皮内がんを含みます）と診断確定されていた場合、保険料のお払込みは免除しません。この場合、90日経過後に新たにがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、保険料のお払込みは免除しません。
- 受けた手術が、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為でない場合、保険料払込の免除の対象になりません。

(*) 特約の型は三大疾病B型のみのお取扱いとなります。

◆「リビング・ニーズ特約(2018)」について

× お支払いできない
場合があります

- 医師により被保険者の余命が6か月以内と診断された場合でも、ネオファースト生命において、被保険者の余命が6か月以内と判断できないときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません（「余命6か月以内」の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類等の内容、ネオファースト生命が確認を行った結果にもとづいて、ネオファースト生命が行います）。
- リビング・ニーズ保険金の請求日が主契約の保険期間の満了日の直前1年以内となる場合、リビング・ニーズ保険金はお支払いしません。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に年金の請求を受け、年金が支払われる場合、リビング・ニーズ保険金はお支払いしません。
- 年金をお支払いした後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けた場合、リビング・ニーズ保険金はお支払いしません。

指定代理請求制度

被保険者ご本人が疾病により年金等の請求の意思表示ができない等、被保険者が年金等を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

※指定代理請求制度の対象となる年金は、高度障害収入保障年金、障害介護収入保障年金および特定疾病収入保障年金となります。

3 ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

契約年齢	20歳～70歳(満年齢)
保険期間	40歳満期～80歳満期 ※保険期間は10年以上が必要です。
保険料払込期間	保険期間と同一 ※保険料払込期間は10年以上が必要です。
年金月額	5万円以上(1万円単位)
年金支払保証期間	2年または5年

※引受条件はこの限りではありません。契約年齢と性別との関係などにより、取り扱いできない保険期間などがあります。

※特約の中途付加、特則の中途適用や特則をご契約後に適用しないこととする取扱いはありません。

4

適用する保険料率について

本商品の保険料は、被保険者の体格(BMI)、血圧値および喫煙状況に応じて、つぎのいずれかの保険料率を適用して計算します。

非喫煙者健康体保険料率

喫煙者健康体保険料率

非喫煙者標準体保険料率

喫煙者標準体保険料率

保険料率の適用

体格(BMI)、血圧値に関する所定の基準をすべて満たしている(①②)

※健康診断書等で確認します。健康診断書等のご提出がない場合は「いいえ」になります。

はい

いいえ

喫煙状況に関する所定の基準を満たしている(③)

喫煙状況に関する所定の基準を満たしている(③)

はい

いいえ

はい

いいえ

非喫煙者健康体
保険料率

喫煙者健康体
保険料率

非喫煙者標準体
保険料率

喫煙者標準体
保険料率

※健康診断書等のご提出がない場合は、非喫煙者健康体保険料率および喫煙者健康体保険料率は適用されません。また、お支払いの対象となる年金が障害介護収入保障年金のみの場合(P.1の⑦の場合)は、保険料率の区分はありません。

❗ 非喫煙者健康体保険料率および喫煙者健康体保険料率における「健康体」とは、本商品におけるネオファースト生命の呼称であり、「健康体」の基準に該当しない方が健康ではないということではありません。

● 保険料率の適用基準はつぎのとおりです。

項目	基準
① 体格(BMI)	BMI(ボディ・マス・インデックス)(*1)の値が18以上27未満であること
② 血圧値	最高血圧値が140mmHg未満かつ最低血圧値が90mmHg未満であること
③ 喫煙状況	過去1年以内に喫煙(*2)していないこと ※喫煙の有無の判断は、告知に加えて、所定の検査によって行います。

(*1) BMI=体重(kg)÷{身長(m)}²

- ・体重(kg)は小数点第1位以下を切り捨て
- ・身長(m)は小数点第3位以下を切り捨て
- ・算出されたBMIは小数点第2位以下を切り上げ

(*2) 喫煙には、紙巻タバコ、葉巻、パイプのほか、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコなどを含みます。また、非喫煙者健康体保険料率または非喫煙者標準体保険料率を適用する場合、告知に加えて、ネオファースト生命所定の検査で喫煙状況を確認させていただきます。受動喫煙(副流煙)などの影響で、喫煙反応があった場合には、「非喫煙者」基準に該当しませんのでご注意ください。

❗ ご契約のお申込みの際に、被保険者の健康状態および喫煙状況に関する事項について告知いただきます。故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と違うことを告知した場合、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、「非喫煙者健康体保険料率」または「非喫煙者標準体保険料率」を適用する基準を満たすかどうかの判定に必要な事項(喫煙状況)の告知に誤りがあった場合で、保険料率の変更が必要と認めるときは、契約時に遡って保険料を変更します。追加保険料のお払込みが必要な場合で、そのお払込みがない場合には、保険契約は失効します。

5 保険料のお払込み

保険料の払込方法(回数・経路)は以下からお選びいただけます。

保険料払込方法(回数)	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	第1回保険料：ネオファースト生命指定の口座へのお払込み、指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み 第2回以後の保険料：指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み ※取扱いは、募集代理店によって異なることがあります。
保険料について	保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。(誕生日前のお申込みで、引受査定結果の確定後に保険料をお振り込みいただく場合などはご注意ください。)

◆保険料払込免除について

保険料払込免除特約(2021)を付加して所定の事由に該当した場合、以後の保険料のお払込みを免除します。なお、この特約を付加した場合、主契約の保険料は付加しない場合の保険料に比べて高くなります。保険料払込の免除事由について、詳しくは P.4 をご確認ください。

※保険料払込免除後のご契約は、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

※保険料のお払込みが免除された場合、以後の年金月額の減額など所定のご契約内容変更については取り扱いません。

6 解約返戻金

解約返戻金はありません。

7 契約者配当金

契約者配当金はありません。

8 その他留意事項

◆契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取扱いはありません。

◆年金のお支払いなどができない場合

「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」など、年金のお支払いなどができない場合があります。

◆相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の 11 相談・照会・苦情の窓口 P.14 をご確認ください。

◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳しくは、「注意喚起情報」の 11 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について P.14 をご確認ください。

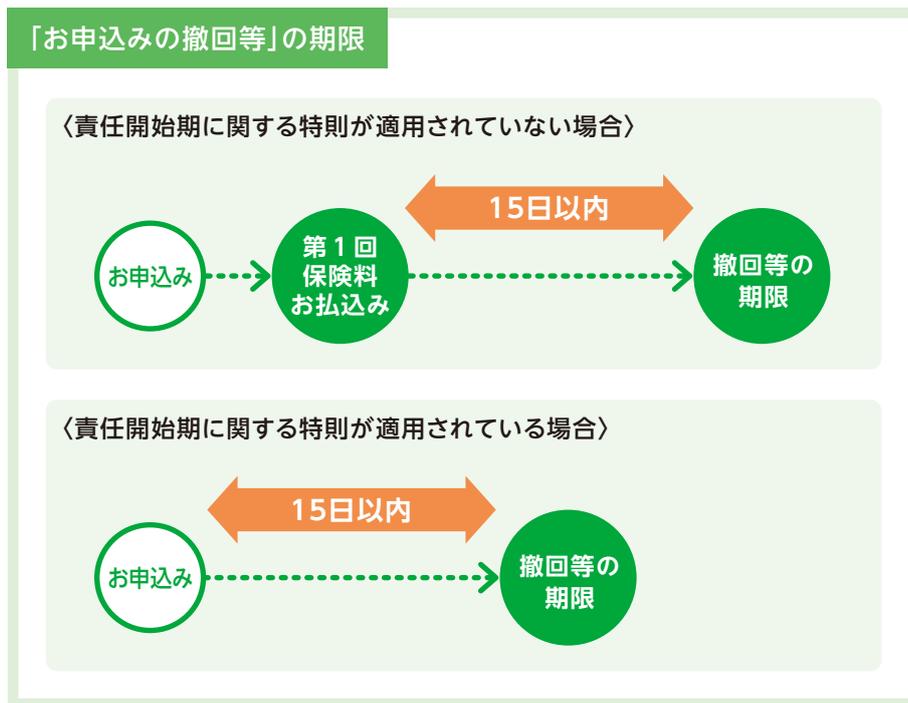


重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日^(*)または第1回保険料をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日**(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、ご契約の申込日)から、**その日を含めて15日以内**であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。ネオファースト生命では、電磁的記録でのお申し出の主たる窓口をネオファースト生命Webサイトとしています。



(*)生命保険契約申込書を記入いただいた日(電磁的方法によるときはお申込み内容の最終確認をいただいた日)をいいます。

◆「お申込みの撤回等」について

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命(裏表紙記載の住所)あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。また、ネオファースト生命Webサイト経由によるお申込みの撤回等は、受付完了時に効力を生じます。なお、申込者等が法人の場合には、申込書と同一の印を押印した書面を別途ご提出いただきます。

◆「お申込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約であるなど、お申込みの撤回等を行うことができない場合があります。

2

健康状態などの告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことごとについておたずねします。**健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことはありません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の可否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または年金のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

◆傷病歴などがある場合

傷病歴などを告知された場合には、追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。ご契約をお断りすることもあります。条件を付けてお引き受けすることや、条件を付けずにお引き受けすることもあります。



告知内容が事実と相違する場合

- 告知書などの質問事項について、以下の項目に該当する場合には**告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。**
 - 故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
 - 責任開始日から2年を経過していても、年金の支払事由や保険料払込の免除事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ年金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料のお払込みを免除することはできません。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに年金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただきます。また、すでに保険料のお払込みを免除している場合には、その免除はなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、年金のお支払いや保険料払込の免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合は、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- **告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

3

責任開始期（保障の開始時期）

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。ご契約のお引受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

◆「責任開始期に関する特則」が適用されていないご契約

（第1回保険料を振込によりお払い込みいただくご契約）

- 第1回保険料をネオファースト生命が受け取った時または告知が行われた時の**いずれか遅い時**



◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約

（第1回保険料を口座振替またはクレジットカードによりお払い込みいただくご契約）

- ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時または告知が行われた時の**いずれか遅い時**



※ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時とは、生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した時（電磁的方法による場合は申込手続きが終了した時）をいいます。

※募集代理店によっては、「責任開始期に関する特則」を取り扱わない場合もあります。

※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。



「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約のお払込み

「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱います。

- 第1回保険料は、**責任開始日の属する月の翌月末日**までにお払い込みください。
- ①のお払込みにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その**猶予期間内にもお払込みがない場合は、ご契約は無効となります。**

がんの保障（「特定疾病収入保障特則（2023）のがん」、「保険料払込免除特約（2021）のがん」の保障）については、主契約の責任開始日からその日を含めて**90日以内に診断確定されても、保障の対象になりません。**



4

年金のお支払いなどができない場合

以下のような場合など、年金のお支払いなどができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆責任開始期前の発病等

責任開始期前に発生していた疾病や傷害を原因とする場合(死亡収入保障年金を除きます)

◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合

◆重大事由による解除

年金を詐取する目的で事故を起こしたとき、他の保険契約(他の生命保険会社の保険契約を含む)との重複により保険金額等の合計額が著しく過大となるときや、保険契約者、被保険者または年金の受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

◆ご契約の失効

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、年金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

◆年金などの免責事由に該当した場合

責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺、保険契約者または死亡収入保障年金受取人の故意など

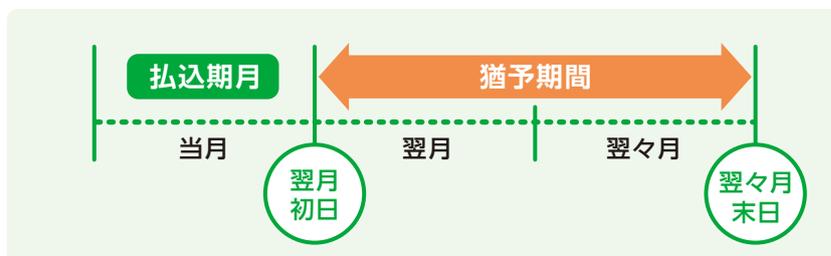
5

払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料のお払込みには以下のとおり猶予期間があります。猶予期間中にもお払込みがない場合、ご契約は効力を失います。なお、本商品には、失効したご契約の復活の取扱い、保険料の自動貸付の取扱いはありません。

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで(契約日に関する特則が適用されているご契約の第2回保険料については契約応当日の属する月の初日から翌月末日まで)のことをいいます。



6

解約返戻金

解約返戻金はありません。

7

現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たなお契約へのお申込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は減額部分に対応する保険料）よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります。**
- 新たなお契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たなお契約の保険料は、新たなお契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなお契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって主契約などの**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たなお契約は告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病など、年金をお支払いできない場合があります。

8

生命保険と税金について

税務の取扱い等については、2022年10月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しております。個人に関する税務の取扱いの代表例については以下のとおりです。具体的なケースにおける詳細や法人にかかる税務の取扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

※法令等の改正により取扱内容が変更される場合があります。

◆生命保険料控除

生命保険料控除には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。控除される金額は、所得税についてそれぞれの控除枠で最高40,000円（合計で最高120,000円）、住民税についてそれぞれの控除枠で最高28,000円（合計で最高70,000円）となります。本商品についてお払い込みいただいた保険料の取扱いはつぎのとおりです。

適用される生命保険料控除の種類	
死亡収入保障年金不担保特則を適用しない場合	一般生命保険料控除
死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合	介護医療保険料控除

◆死亡収入保障年金の税務上の取扱い

保険契約者（保険料負担者）、被保険者、死亡収入保障年金受取人の関係によって、つぎのとおり死亡収入保障年金に対する税金が異なりますのでご注意ください。

契約形態	契約例			課税の種類		
	保険契約者	被保険者	受取人	一時金として受け取る場合	年金として受け取る場合	
					死亡時	毎年の年金受取時
保険契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税	相続税（年金の評価額に対して課税）	所得税（雑所得） ・住民税
保険契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得） ・住民税	—	
保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税	贈与税（年金の評価額に対して課税）	

◆高度障害収入保障年金等の税務上の取扱い

高度障害収入保障年金、障害介護収入保障年金、特定疾病収入保障年金は、受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合、全額非課税となります。

9

年金の支払事由等が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて年金のお支払い等を行う必要がありますので、年金の支払事由等が生じた場合だけでなく、**お支払い等の可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

 0120-226-201

 受付時間

9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）

※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

 Webサイト

<https://neofirst.co.jp>



- 支払事由、ご請求手続き、年金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますのであわせてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。
- 被保険者ご本人が疾病により年金等の請求の意思表示ができない等、被保険者が年金等をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由等および代理請求できる旨、お伝えください。

10 保険会社が破たんした場合など

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した年金額の削減など、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額が削減されることがあります。

≫生命保険契約者保護機構



03-3286-2820



受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※ 祝日・年末年始を除く



Webサイト <https://www.seihohogo.jp/>

11 相談・照会・苦情の窓口

- 生命保険のお手続き（ご契約内容の変更など）やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター



0120-312-201



受付時間 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）
※ 詳細は当社Webサイトをご確認ください。



Webサイト <https://neofirst.co.jp>

指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
 - 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 生命保険相談所および全国各地の連絡所については、上記のネオファースト生命コンタクトセンターにてご案内いたします。

≫一般社団法人 生命保険協会



Webサイト <https://www.seiho.or.jp/>

「Webご契約のしおり・約款」

「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」のご案内

パソコンやスマートフォンなどを利用して、

「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を

ネオファースト生命のWebサイトでご覧いただけます。



Webサイト

<<https://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>>へアクセス

ご契約の「商品名」から該当の「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

ご契約成立後に送付される「保険証券」に記載のある二次元コードより直接アクセスいただくことも可能です。

※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」はPDF形式で閲覧、ダウンロード、保存することができます。

- ・「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。
- ・「契約概要」はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を、「注意喚起情報」はお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご利用の際には、**必ず内容をご確認のうえ、お客さまご自身のパソコンやスマートフォンなどで保存、またはお客さまご自身で印刷・保管ください。**

- お申込み時に冊子でのお受取りを選択された場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」を対面もしくは郵送*にてお渡しします。
- お申込み時に「Webご契約のしおり・約款」を選択された場合で、冊子でのお受取りに変更を希望される場合は、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。また、お申込み前にお受取りをご希望の場合にも、ネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

*募集代理店によっては取り扱わない場合もあります。

! 「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の閲覧にはパソコンやスマートフォンなどのインターネット環境が必要です。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストールなどが必要となります。機種・OSによりご利用できない場合がございますのでご注意ください。ご利用ができません際には、速やかにネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

推奨環境

ネオファースト生命のWebサイトは適合するブラウザ(右の二次元コードよりご確認いただけます)でご覧いただくことをおすすめいたします。ただし、ご利用環境によっては正常に表示されない場合もございますのでご了承ください。
※PC用のWebサイトは、タブレット端末、スマートフォン端末では正常に動作しない場合がございます。



[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

2023年2月版